

社員周知用資料

【申出期限：3月19日(水)】

「新たな人事・給与制度」の導入に伴う移行先のコースについて

1. 社員の皆さんの移行先のコース

- 4月からの新たな人事・給与制度の導入に伴い、既に社員の皆さんには業務研究会等で「詳細版冊子」(「新たな人事・給与制度」解説資料(詳細版))を配付し、同冊子内容のDVDを視聴いただいたところですが、改めて、4月から移行するコースについて周知しますので、ご確認ください。

- 4月1日(火)に郵便局に勤務する社員の皆さんは、原則として地域基幹職コースに移行し、さらに、従事している業務等により地域基幹職の各コース(窓口コース、郵便コース又は渉外営業コース)のいずれかに移行することとなります。
(詳細は「詳細版冊子」の⑥ページと裏面「移行コース一覧表」を参照してください。)
- なお、コース移行により勤務場所や従事する業務内容が大きく変わるものではありませんので、コース移行に関する希望の聴取や発令等はいりません。(下記項番2を除く)

2. (新)一般職コースへの移行希望

- 項番1のとおり、原則、移行希望は聴取しないものですが、今般、新たな人事・給与制度の導入によって、新たなコース区分である(新)一般職に限っては、社員の方の多様な働き方の選択ができる一つとして、希望を受け付けることとしました。
- つきましては、(新)一般職コースへの移行を希望する方は、所属長又は上司(管理者)に申し出てください。(地域基幹職(渉外営業コース)に移行予定の方を除きます。)

<注意事項>

- (新)一般職コースへ移行するのは、原則、4月1日(火)とします。ただし、配属エリアについて希望がある方の勤務場所の変更(人事異動)は、移行の時期とは別となりますのでご注意ください(当該時期は未定であり、確約できないものです)。なお、勤務場所は通勤可能な範囲等を勘案して検討することから、必ずしも希望どおりとならない場合があります。
※ 移行に当たっては、地域基幹職(郵便コース)に移行予定の社員は(新)一般職(郵便コース)に、地域基幹職(窓口コース)に移行予定の社員は(新)一般職(窓口コース)に移行することとなります。
- また、(新)一般職コースへ移行したあと、地域基幹職コースへ転換したいという場合は、選考試験を受けていただくことになります。
- (新)一般職コースへの移行により、役職者の方は「担当者」層となります。また、これまでと給与水準も変わりますので、よく考えた上で、申し込んでください。

3. 他のコース区分への転換希望について

- (新)一般職コースを含む他のコースへのコース転換希望については、今回の移行時期に限らず、今後も社員申告書など適宜の方法により希望を把握することを予定しています。
なお、詳細については決定次第、改めてお知らせします。

以上

移行先コース一覧表

項番	区分	移行先コース
1	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日(以下「移行日」といいます)において職種が「一般職」である者のうち、郵便局における郵便関係事務及びそれに付随する局内事務を行う担務に指定され、これに従事する社員 (項番6及び8の総合職コースへ移行する社員を除く。) 移行日において郵便局総務部に勤務している社員 (項番2の地域基幹職(窓口コース)へ移行する社員を除く。) 	地域基幹職 (郵便コース)
2	<ul style="list-style-type: none"> 移行日において職種が「一般職」である者のうち、郵便局における窓口事務及びそれに付随する局内事務を行う担務に指定され、これに従事する社員 (項番6及び8の総合職コースへ移行する社員を除く。) 移行日において郵便局総務部に勤務している者のうち、「営業関係手当」を窓口社員として計算される社員 	地域基幹職 (窓口コース)
3	<ul style="list-style-type: none"> 移行日において職種が「一般職」である者のうち、郵便局における局外の渉外営業事務及びそれに付随する局内事務を行う担務に指定され、これに従事する社員 (項番6及び8の総合職コースへ移行する社員を除く。) 「営業関係手当」を渉外営業社員として計算される社員 (項番5の地域基幹職(企画コース)へ移行する社員(営業インストラクター等)を除く。) 	地域基幹職 (渉外営業コース)
4	<ul style="list-style-type: none"> 移行日において職種が「企画職(二)」又は「事務職」である社員 (項番6及び8の総合職コースへ移行する社員を除く。) 	地域基幹職 (企画コース)
5	<ul style="list-style-type: none"> 移行日において職種が「一般職」である者のうち、本社(会計センター含む。)又は支社(共通事務集約センター、営業力養成センター等を含む。)に勤務する社員 (項番6及び8の総合職コースへ移行する者を除く。) 	地域基幹職 (企画コース)
6	<ul style="list-style-type: none"> 「総合職」の採用区分で採用された社員 	総合職コース
7	<ul style="list-style-type: none"> 移行日において職種が「企画職(一)」又は「研究技術職」である社員 	総合職コース
8	<ul style="list-style-type: none"> 移行日の前日において職種が「企画職(一)」又は「研究技術職」であった者のうち、移行日において「企画職(一)」又は「研究技術職」以外の職種となった社員(項番9の管理職コースへ移行する社員を除く。) 	総合職コース
9	<ul style="list-style-type: none"> 移行日において「一般管理職群」、「企画管理職群」、「業務管理職群」又は「総合管理職群」に属する社員 	管理職コース

※ 表中の「職種」、「職群」及び「営業関係手当」は、社員給与規程及び管理社員給与規程に定めるものをいいます。

また、「一般職」には「自動車運転職」、「用務職」及び「守衛職」を含みます。

※ 項番3に該当する方は、(新)一般職コースへの移行申出はできません。

(新) 一般職コースの概要

I. 「(新) 一般職コース」社員の期待役割

- 「(新)一般職コース」の社員の方には、一定の地域内の郵便局を中心に、正社員(担当者)として業務・営業に関する習熟度やスキルを高め、その能力の発揮を期待しています。
- 正社員ですので、業務運行のみならず、営業目標等が示され、お客さまへの営業活動を行っていただくこととなります(※)。
- 郵便局の主力となる担当者層としての能力発揮を期待していることから、(新)一般職のまま、役職者や管理者へ昇任することはありません。
- 管理者・役職者への登用を希望する場合は、(新)一般職コースから地域基幹職コースへの「転換」を経た上での登用となります。

〔※ 営業活動は営業手当や人事評価等へ反映されます。〕

II. 「(新) 一般職コース」社員の労働条件等

1. 配属エリアと人事異動

- ・ 正社員であることから、局内・他局への人事異動を命じられる場合がありますが、その範囲は「配属エリア及び同エリアの近隣の地域とし、社員の自宅から通勤可能な範囲」とします。
- ・ 「配属エリア」の詳細は、別紙1をご確認ください。

2. 主な労働条件

- ・ 勤務時間・休暇・社会保険等は、これまでと原則、同一となります。
- ・ 給与・諸手当は、現在の一般職と異なるところがありますので、次ページ①～⑤を参照してください。

《主な労働条件》

勤務時間	・ 原則として1日8時間、1週40時間、所定時間外労働「有」 ※ 勤務の種類等により、始業時刻・終業時刻は必ずしも一定ではありません。また、勤務する郵便局によっては、変形勤務の場合があります。		
休日	・ 4週8休制 ※ 勤務する郵便局によっては、休日に出勤する場合があります。		
祝日	・ 特に勤務を命ぜられている場合のほかは勤務を要しません。		
休暇	・ 年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇(夏期・冬期・結婚・出産・年末年始等)		
給与	・ 昇給年1回有(満55歳以上の方は基礎昇給はありません。) ・ (新)一般職へのコース転換時の基本給月額、現在の職務の級と号俸を基準として決定します。(⇒①参照)		
諸手当	・ 調整手当(⇒③参照)、扶養手当、住居手当、通勤手当、営業関係手当及び業績手当(⇒④参照)、超過勤務手当等		
賞与	・ 年2回	退職金	・ 有り(勤続年数等に応じて支給) (⇒⑤参照)
社会保険	・ 健康保険・年金保険は共済組合に加入 ・ 雇用保険・労災保険加入		福利厚生 ・ 社宅(年齢制限あり) ・ 財形貯蓄の利用可

① 基本給月額について

◆ (新)一般職の基本給月額は、以下の手順で決定します。

「基本給月額」算出までの手順

STEP1 26年3月31日時点の職群、職務の級及び号俸から、現行一般職群1級に変更した場合の号俸を算出

- 現行の昇降格号俸対応表又は職種変更した場合における号俸対応表により、一般職群1級に変更した場合の号俸を求めます。

(例) 一般職主任が(新)一般職となる場合

一般職群2級21号俸



一般職群1級53号俸

※ 枠外基本給を受けている場合は、一般職群1級の最高号俸(146号俸)となります。

※ 一般職群1級の方は「STEP1」を省略して、「STEP2」をご覧ください。

昇降格号俸対応表

1級	2級
号俸	号俸
51	19
52	20
53 ←	21
54	22
55	23

STEP2 一般職群1級から(新)一般職群に変更した場合の号俸を算出

- (新)一般職群と一般職群間で職群変更した場合における号俸対応表により、(新)一般職群に変更した場合の号俸を求めます。
- (新)一般職群基本給表により、当該号俸の基本給月額を確認します。

(例) 一般職主任が(新)一般職となる場合

一般職群2級21号俸



一般職群1級53号俸



(新)一般職群1級49号俸 ⇒ 160,600円に決定

(新)一般職群と一般職群間で職群変更した場合における号俸対応表

(新)一般職群	一般職群
1級	1級
号俸	号俸
46	(52)
47	52
48	(53)
49 ←	53
50	(54)
51	(54)
52	54
53	(55)
54	55
55	(56)
56	(56)
57	56
58	(57)
59	(57)
60	57

STEP1・STEP2をまとめた早見表(別紙2)により、級・号俸から(新)一般職の基本給月額を確認できます。

② 基本給の調整額

◆ ①で初任給として決定された「基本給月額」に、各コースや従事する業務に応じて「基本給の調整額」が加算されます。主なものは次の2つです。

コース	基本給の調整額
窓口コース	窓口事務調整額 : 4,000円
郵便コース	郵便業務調整額 : 2,000円(※)

※郵便コース社員については、平成26年度から「業績手当」が新たに導入され、(新)一般職コース社員にも適用されます。従来は「郵便業務調整額」は12,000円(又は15,100円)が支給されていましたが、この支給額の財源を業績手当に移管したため同調整額は26年度から「2,000円」となります。

【留意点】

✓ 平成27年度で上表の『基本給の調整額』は廃止され、基本給や営業関係手当に振り替えます。

③ 調整手当

◆ ①「基本給月額」と②「基本給の調整額」の合計額(※)に、次表の支給地域区分に応じた支給割合を乗じて得た額(10円未満の端数は四捨五入)を「調整手当の月額」として加算します。

※ 扶養手当が支給される社員は、「①+②+扶養手当」×支給割合となります。

支給地域区分	地域	(新)一般職の支給割合
甲地◎	東京都23区	18%
甲地※	横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市 など	15%
甲地	千葉市、福岡市 など	9%
乙地	仙台市 など	4.5%
上記以外	— 信越管内は「上記以外」に該当	0%

上記①～③の合計額が、毎月決まって支給される給与となります。

(このほかに勤務実績や成果等に応じた各種手当の支給もあります。営業手当等は、以下④を参照してください。)

④ 営業手当等

◆ 窓口コースの社員は、営業関係手当が適用されます。

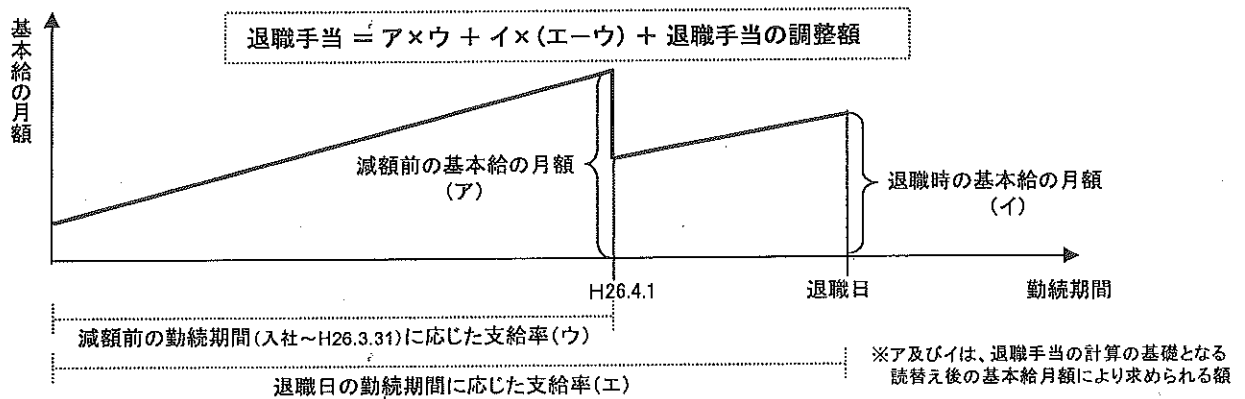
◆ 郵便コースの社員は、基本給の調整額を原資として新設される業績手当が適用されます。

※ ②「基本給の調整額」の郵便業務調整額の※欄参照。内外業務や営業の実績等に基づいて手当が支給されます。

⑤ 退職手当

◆ (新)一般職に移行後、26年度中に退職する場合には、現行の退職手当規程に基づいて退職手当が計算されますが、現行一般職の役職者が担当者に変更となった場合と同様に、「基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置」の対象となります。

【基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置(イメージ)】



◆ 27年度からポイント制退職手当制度が導入されますが、移行ポイントの計算における「現行制度における定年退職手当額」の算出についても、上記「基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置」を適用させた上で、移行ポイントの計算をします。(具体的計算方法及び地域基幹職となる場合の退職手当比較イメージは別紙3を参照)

【配属エリア】

配属エリア	配属エリアの範囲
新潟県上越	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市（松代、松之山地区に限る）
新潟県中越南部	長岡市（旧川口町、谷内、中之島中条、北荷頃、吉水、西中野俣、来伝、栃堀、二日町、田之口、栃尾泉、池之島を除く）、柏崎市、小千谷市（南荷頃地区に限る）、刈羽郡、三島郡
新潟県魚沼	長岡市（旧川口町に限る）、小千谷市（南荷頃地区を除く）、十日町市（松代、松之山地区を除く）、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡、中魚沼郡
新潟県中越北部	三条市、燕市、見附市、加茂市、新潟市（江南区、西区、西蒲区）、長岡市（谷内、中之島中条、北荷頃、吉水、西中野俣、来伝、栃堀、二日町、田之口、栃尾泉、池之島に限る）、南蒲原郡、西蒲原郡
新潟県下越南部	新潟市（北区（松浜、濁川、南浜地域に限る）、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区）、五泉市、東蒲原郡
新潟県下越北部	新発田市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、村上市、新潟市北区（松浜、濁川、南浜地域を除く）、岩船郡
新潟県佐渡	佐渡市
長野県北信	長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡
長野県東信	千曲市、上田市、東御市、小諸市、佐久市、埴科郡、小県郡、北佐久郡、南佐久郡
長野県中信	松本市、塩尻市、安曇野市、大町市、東筑摩郡、北安曇郡、木曾郡
長野県南信北部	岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、諏訪郡、上伊那郡
長野県南信南部	飯田市、下伊那郡

(新)一般職の基本給月額早見表

現行一般職群

1級	2級	3級	4級
号俸	号俸	号俸	号俸
下記の号俸未満			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33	1		
34	2		
35	3		
36	4		
37	5		
38	6		
39	7		
40	8		
41	9		
42	10		
43	11		
44	12		
45	13		
46	14		
47	15		
48	16		
49	17	1	
50	18	2	
51	19	3	
52	20	4	
53	21	5	
54	22	6	
55	23	7	

(新)一般職

1級	基本給月額
号俸	円
1	131,500
1	131,500
2	132,200
3	132,800
4	133,600
5	134,300
6	134,900
7	135,500
8	136,100
9	136,800
10	137,500
11	138,000
12	138,700
13	139,500
14	140,100
15	140,900
16	141,700
17	142,300
18	143,100
19	143,800
20	144,600
21	145,400
22	146,100
23	146,900
24	147,700
25	148,600
26	149,400
27	150,400
28	151,300
29	152,300
31	153,400
33	154,200
36	155,400
39	156,600
41	157,400
44	158,600
47	159,800
49	160,600
52	161,800
54	162,600

現行一般職群

1級	2級	3級	4級
号俸	号俸	号俸	号俸
56	24	8	
57	25	9	
58	26	10	
59	27	11	
60	28	12	
61	29	13	
62	30	14	
63	31	15	
64	32	16	
65	33	17	1
66	34	18	2
67	35	19	3
68	36	20	4
69	37	21	5
70	38	22	6
71	39	23	7
72	40	24	8
73	41	25	9
74	42	26	10
75	43	27	11
76	44	28	12
77	45	29	13
78	46	30	14
79	47	31	15
80	48	32	16
81	49	33	17
82	50	34	18
83	51	35	19
84	52	36	20
85	53	37	21
86	54	38	22
87	55	39	23
88	56	40	24
89	57	41	25
90	58	42	26
91	59	43	27
92	60	44	28
93	61	45	29
94	62	46	30
上記の号俸以上			

(新)一般職

1級	基本給月額
号俸	円
57	163,800
60	165,000
63	166,200
65	167,000
68	168,200
71	169,400
73	170,200
76	171,400
79	172,600
82	173,800
84	174,600
87	175,800
90	177,000
92	177,800
95	179,000
97	179,800
100	181,000
103	182,200
105	183,100
107	184,100
109	185,100
111	186,100
113	187,100
115	188,100
117	189,100
119	190,100
121	191,100
124	192,600
126	193,600
128	194,600
130	195,600
132	196,600
135	198,100
137	199,100
139	200,100
141	201,100
143	202,100
145	203,100
145	203,100
145	203,100

モデルによる定年退職手当及び移行ポイントの算出方法の具体例〔(新)一般職に転換しない例〕
 ～ 地域基幹職2級(主任)で定年退職する場合 ～

(以下の例では、定年退職手当額は約1900万円、H27.4.1の移行ポイントは93,022ポイントとなる)

Step 1 現行制度における退職手当額の計算

ポイント制退職手当制度導入日前日(H27.3.31)の各社員の等級・号俸・調整額を基に、定年まで同じ等級で基礎昇給のみ実施された場合の「現行制度における定年退職手当額」を算出

- ・「業務調整額」は、実支給額が全社員同一の「移行用業務調整額(当資料では7,000円としているが、確定額は別途)」と同額と仮定して計算

モデル

入社年齢	22歳入社 (定年退職時勤続38年)		
ポイント制退職手当制度導入日時点の年齢	40歳 (基礎昇給は55歳(15年間)まで実施) (勤続ポイントは57歳(勤続35年)まで付与)	69号俸 + 60号俸(4号俸×15年分)	
導入日前日の給与情報	級・号俸及び基本給月額 (定年退職時の級・号俸及び基本給月額) (計算の基礎となる読替後の基本給月額)	一般職2級69号俸 250,600円 (一般職2級129号俸 318,000円) (一般職2級129号俸 (読替後)302,700円)	①
	役職に応じた調整額	役職調整額(主任) 2,800円 職能調整額(2級) 9,400円	②
	業務に応じた調整額	〇〇〇〇調整額 7,000円 (実支給額と「移行用業務調整額」が同額と仮定)	③
	退職手当の調整額	0円	

モデルによる計算結果

計算式 ① ② ③

現行退職手当額	$(基本給月額 + 基本給の調整額) \times 勤続38年の退職手当支給率 + 退職手当の調整額$
19,082,232円	$(302,700 + 19,200) \times 59.28 + 0$

Step 2 新制度導入後から定年退職までの退職手当ポイントの計算

- ポイント制退職手当制度導入日(H27.4.1)以降、
- ・定年まで導入日前日(H27.3.31)の等級と同じ等級
- ・評価が全てC査定(評価による加算ポイントなし)
- であった場合に「付与される退職手当ポイント」を算出

区分	勤続ポイント	役割等級ポイント
地域基幹職	1級	2,760
	2級	3,360
	3級	4,380
	4級	4,950

モデルによる計算結果

計算式 ① ②

退職手当ポイント	$勤続ポイント \times 勤続35年まで + (役割等級ポイント + 評価ポイント) \times 定年退職までの年数$
97,800ポイント	$1,800 \times 17年間(57歳まで) + (3,360(2級) + 0) \times 20年$

Step 3 移行ポイントの計算

Step 1で算出した退職手当額(19,082,232円(A))から、Step 2で算出した「退職手当ポイント」(97,800(α))に「100(円)」を乗じた額を差し引いた金額を計算(移行ポイント算出の基となる金額)。ポイント化のため、計算した金額を「100(円)」で除算(1ポイント未満の端数は四捨五入)。

モデルによる計算結果

計算式

移行ポイント	$(A円 - (\alphaポイント \times 100円)) \div 100円$
93,022ポイント	$(19,082,232円 - (97,800ポイント \times 100円)) \div 100円$

モデルによる定年退職手当及び移行ポイントの算出方法の具体例〔(新)一般職に転換する例〕

～ H26.4.1 に(新)一般職に移行後、定年退職する場合～

(以下の例では、定年退職手当額は約1400万円、H27.4.1の移行ポイントは80,588ポイントとなる)

Step 1 現行制度における退職手当額の計算

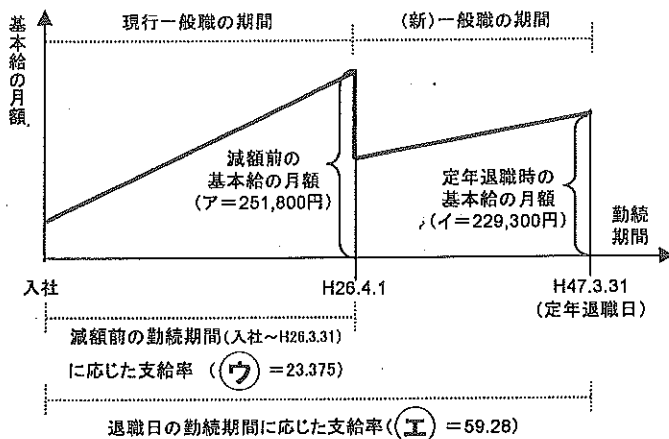
現行一般職群として勤務し、コース制導入日(H26.4.1)に(新)一般職となる場合、以下の図のような「基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置」を適用

- ・「業務調整額」は、実支給額が全社員同一の「移行用業務調整額(当資料では7,000円としているが、確定額は別途)」と同額と仮定して計算

モデル

前述の地域基幹職2級(主任)の例で、H26.4.1に(新)一般職に移行して定年退職を迎える

【基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置】



(各計算ポイント等における給与属性)

時期	職群 職務の級 (役職)	号俸	基本給の月額			合計
			基本給 月額	役職に 応じた 調整額	業務に 応じた 調整額	
H26.3.31 コース制 導入前日	一般職群 2級(主任)	65	232,600	12,200	7,000	251,800
H26.4.1 コース制 導入日	(新)一般職群 1級(担当者)	枠外	204,300	0	7,000	211,300
H47.3.31 定年退職時	(新)一般職群 1級(担当者)	枠外	222,300	0	7,000	229,300

※基本給月額は、退職手当の計算の基礎となる読替え後の基本給月額

モデルによる計算結果

現行退職手当額 14,118,841円	計算式	$(ア) \times (ウ) + (イ) \times (エ - ウ) + \text{退職手当の調整額}$
		$251,800 \times 23.375 + 229,300 \times (59.28 - 23.375) + 0$

Step 2 新制度導入後から定年退職までの退職手当ポイントの計算

ポイント制退職手当制度導入日(H27.4.1)以降、

- ・定年まで導入日前日(H27.3.31)の等級と同じ等級
- ・評価が全てC査定(評価による加算ポイントなし)

であった場合に「付与される退職手当ポイント」を算出

区分	勤続 ポイント	役割等級 ポイント
(新)一般職 1級	(A) 1,800	(B) 1,500

モデルによる計算結果

退職手当ポイント 60,600ポイント	計算式 (A) (B)	$\text{勤続ポイント} \times \text{勤続35年まで} + (\text{役割等級ポイント} + \text{評価ポイント}) \times \text{定年退職までの年数}$
		$1,800 \times 17\text{年間}(57\text{歳まで}) + (1,500 + 0) \times 20\text{年}$

Step 3 移行ポイントの計算

Step 1で算出した退職手当額(14,118,841円(A))から、Step 2で算出した「退職手当ポイント」(60,600 (α))に「100(円)」を乗じた額を差し引いた金額を計算(移行ポイント算出の基となる金額)。

ポイント化のため、計算した金額を「100(円)」で除算(1ポイント未満の端数は四捨五入)。

モデルによる計算結果

移行ポイント 80,588ポイント	計算式	$(A\text{円} - (\alpha\text{ポイント} \times 100\text{円})) \div 100\text{円}$
		$(14,118,841\text{円} - (60,600\text{ポイント} \times 100\text{円})) \div 100\text{円}$

移行先コース変更申請書

所属長宛て

平成26年 月 日

平成26年4月1日に移行するコースについて、下記条件に同意した上で、以下のとおりコース変更を申請いたします。

(新)一般職コース

確認欄	内容
<input type="checkbox"/>	(新)一般職コースに移行した場合、平成26年4月1日以降の役職は「担当者」となり、給与等については、(新)一般職コースのものが適用されます。なお、コース移行日以前の給与水準の保障はありません。
<input type="checkbox"/>	配属エリアについての希望がある方の勤務場所の変更(人事異動)については、別に検討することとなりますのでご注意ください。なお、通勤可能な範囲等を勘案して検討することから、必ずしも希望どおりとならない場合があります。
<input type="checkbox"/>	人事管理規程第43条から第45条までの定めによる「出身地等への人事異動」に該当することとなる場合は、関係書類を提出していただきます。

所属・役職 _____

氏名 _____

印 _____

コース変更申請理由：

配属エリアの希望及び理由：

第1希望 _____

第2希望 _____

第3希望 _____

以上

変更申請書作成に当たっての留意事項

- 経緯・理由を具体的に記述すること。
- 提出に当たっては、記入・印字・署名・捺印の上、所属長に提出すること。

I. 「(新) 一般職コース」社員の期待役割

- 「(新)一般職コース」の社員の方には、一定の地域内の郵便局を中心に、正社員(担当者)として業務・営業に関する習熟度やスキルを高め、その能力の発揮を期待しています。
- 正社員ですので、業務運行のみならず、営業目標等が示され、お客さまへの営業活動を行っていただくこととなります(※)。
- 郵便局の主力となる担当者層としての能力発揮を期待していることから、(新)一般職のまま、役職者や管理者へ昇任することはありません。
- 管理者・役職者への登用を希望する場合は、(新)一般職コースから地域基幹職コースへの「転換」を経た上での登用となります。

〔※：営業活動は営業手当や人事評価等へ反映されます。〕

II. 「(新) 一般職コース」社員の労働条件等

1. 配属エリアと人事異動

- ・ 正社員であることから、局内・他局への人事異動を命じられる場合がありますが、その範囲は「配属エリア及び同エリアの近隣の地域とし、社員の自宅から通勤可能な範囲」とします。
- ・ 「配属エリア」の詳細は、別紙1をご確認ください。

2. 主な労働条件

- ・ 勤務時間・休暇・社会保険等は、これまでと原則、同一となります。
- ・ 給与・諸手当は、現在の一般職と異なるところがありますので、次ページ①～⑤を参照してください。

《主な労働条件》

勤務時間	・ 原則として1日8時間、1週40時間、所定時間外労働「有」 ※ 勤務の種類等により、始業時刻・終業時刻は必ずしも一定ではありません。また、勤務する郵便局によっては、変形勤務の場合があります。		
休日	・ 4週8休制 ※ 勤務する郵便局によっては、休日に出勤する場合があります。		
祝日	・ 特に勤務を命ぜられている場合のほかは勤務を要しません。		
休暇	・ 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(夏期・冬期・結婚・出産・年末年始等)		
給与	・ 昇給年1回有(満55歳以上の方は基礎昇給はありません。) ・ (新)一般職へのコース転換時の基本給月額、現在の職務の級と号俸を基準として決定します。(⇒①参照)		
諸手当	・ 調整手当(⇒③参照)、扶養手当、住居手当、通勤手当、営業関係手当及び業績手当(⇒④参照)、超過勤務手当等		
賞与	・ 年2回	退職金	・ 有り(勤続年数等に応じて支給) (⇒⑤参照)
社会保険	・ 健康保険・年金保険は共済組合に加入 ・ 雇用保険・労災保険加入	福利厚生	・ 社宅(年齢制限あり) ・ 財形貯蓄の利用可

① 基本給月額について

◆ (新)一般職の基本給月額は、以下の手順で決定します。

「基本給月額」算出までの手順

STEP1 26年3月31日時点の職群、職務の級及び号俸から、現行一般職群1級に変更した場合の号俸を算出

□ 現行の昇降格号俸対応表又は職種変更した場合における号俸対応表により、一般職群1級に変更した場合の号俸を求めます。

(例) 事務職担当者が(新)一般職となる場合

企画職群2級21号俸

↓

一般職群1級53号俸

※ 枠外基本給を受けている場合は、一般職群1級の最高号俸(146号俸)となります。

職種変更した場合における号俸対応表

1級	2級
号俸	号俸
51	19
52	20
53 ←	21
54	22
55	23

STEP2 一般職群1級から(新)一般職群に変更した場合の号俸を算出

□ (新)一般職群と一般職群間で職種変更した場合における号俸対応表により、(新)一般職群に変更した場合の号俸を求めます。

□ (新)一般職群基本給表により、当該号俸の基本給月額を確認します。

(例) 事務職担当者が(新)一般職となる場合

企画職群2級21号俸

↓

一般職群1級53号俸

↓

(新)一般職群1級49号俸 ⇒ 160,600円に決定

(新)一般職群と一般職群間で職種変更した場合における号俸対応表

(新)一般職群	一般職群
1級	1級
号俸	号俸
46	(52)
47	52
48	(53)
49 ←	53
50	(54)
51	(54)
52	54
53	(55)
54	55
55	(56)
56	(56)
57	56
58	(57)
59	(57)
60	57

STEP1・STEP2をまとめた早見表(別紙2)により、級・号俸から(新)一般職の基本給月額を確認できます。

② 基本給の調整額

◆ ①で初任給として決定された「基本給月額」に、各コースや従事する業務に応じて「基本給の調整額」が加算されます。主なものは次の3つです。

コース	基本給の調整額
業務コース	企画事務調整額 : 10,500円
窓口コース	窓口事務調整額 : 4,000円
郵便コース	郵便業務調整額 : 2,000円(※)

※郵便コース社員については、平成26年度から「業績手当」が新たに導入され、(新)一般職コース社員にも適用されます。従来は「郵便業務調整額」は12,000円(又は15,100円)が支給されていましたが、この支給額の財源を業績手当に移管したため同調整額は26年度から「2,000円」となります。

【留意点】

✓ 平成27年度で上表の『基本給の調整額』は廃止され、基本給や手当に振り替えます。

③ 調整手当

- ◆ ①「基本給月額」と②「基本給の調整額」の合計額(※)に、次表の支給地域区分に応じた支給割合を乗じて得た額(10円未満の端数は四捨五入)を「調整手当の月額」として加算します。

※ 扶養手当が支給される社員は、「(①+②+「扶養手当」)×支給割合」となります。

支給地域区分	地域	(新)一般職の支給割合
甲地◎	東京都23区	18%
甲地※	横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市 など	15%
甲地	千葉市、福岡市 など	9%
乙地	仙台市 など	4.5%
上記以外	— 信越管内は「上記以外」に該当	0%

上記①～③の合計額が、毎月決まって支給される給与となります。

(このほかに勤務実績や成果等に応じた各種手当の支給もあります。営業手当等は、以下④を参照してください。)

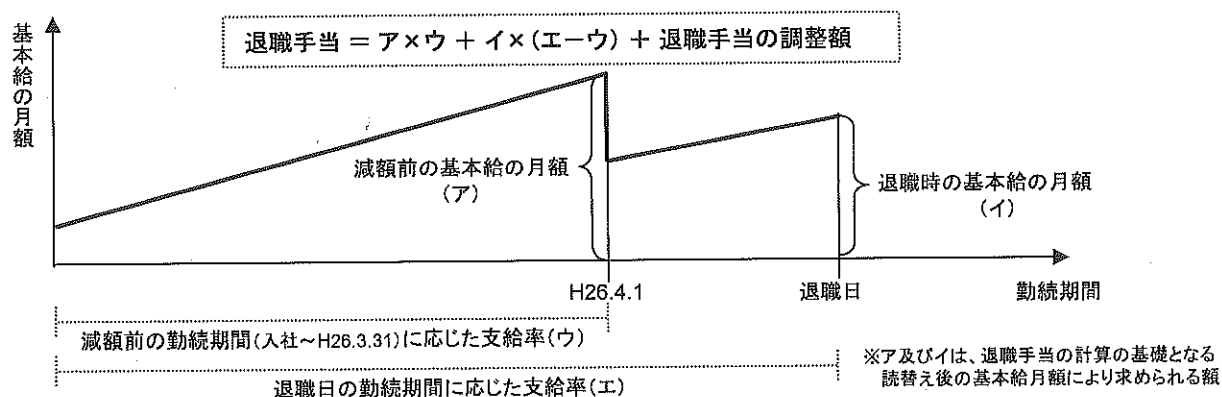
④ 営業手当等

- ◆ 窓口コースの社員は、営業関係手当が適用されます。
 - ◆ 郵便コースの社員は、基本給の調整額を原資として新設される業績手当が適用されます。
- ※ ②「基本給の調整額」の郵便業務調整額の※欄参照。内外業務や営業の実績等に基づいて手当が支給されます。

⑤ 退職手当

- ◆ (新)一般職に移行後、26年度中に退職する場合には、現行の退職手当規程に基づいて退職手当が計算されますが、現行一般職の役職者が担当者に変更となった場合と同様に、「基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置」の対象となります。

【基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置(イメージ)】



- ◆ 27年度からポイント制退職手当制度が導入されますが、移行ポイントの計算における「現行制度における定年退職手当額」の算出についても、上記「基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置」を適用させた上で、移行ポイントの計算をします。(具体的計算方法及び地域基幹職となる場合の退職手当比較イメージは別紙3を参照)

【配属エリア】

配属エリア	配属エリアの範囲
新潟県上越	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市（松代、松之山地区に限る）
新潟県中越南部	長岡市（旧川口町、谷内、中之島中条、北荷埴、吉水、西中野俣、来伝、栃堀、二日町、田之口、栃尾泉、池之島を除く）、柏崎市、小千谷市（南荷埴地区に限る）、刈羽郡、三島郡
新潟県魚沼	長岡市（旧川口町に限る）、小千谷市（南荷埴地区を除く）、十日町市（松代、松之山地区を除く）、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡、中魚沼郡
新潟県中越北部	三条市、燕市、見附市、加茂市、新潟市（江南区、西区、西蒲区）、長岡市（谷内、中之島中条、北荷埴、吉水、西中野俣、来伝、栃堀、二日町、田之口、栃尾泉、池之島に限る）、南蒲原郡、西蒲原郡
新潟県下越南部	新潟市（北区（松浜、濁川、南浜地域に限る）、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区）、五泉市、東蒲原郡
新潟県下越北部	新発田市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、村上市、新潟市北区（松浜、濁川、南浜地域を除く）、岩船郡
新潟県佐渡	佐渡市
長野県北信	長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡
長野県東信	千曲市、上田市、東御市、小諸市、佐久市、埴科郡、小県郡、北佐久郡、南佐久郡
長野県中信	松本市、塩尻市、安曇野市、大町市、東筑摩郡、北安曇郡、木曾郡
長野県南信北部	岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、諏訪郡、上伊那郡
長野県南信南部	飯田市、下伊那郡

(新)一般職の基本給月額早見表

現行事務職

1級	2級	3級	4級
号俸	号俸	号俸	号俸
下記の号俸未満			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33	1		
34	2		
35	3		
36	4		
37	5		
38	6		
39	7		
40	8		
41	9		
42	10		
43	11		
44	12		
45	13		
46	14		
47	15		
48	16		
49	17	1	
50	18	2	
51	19	3	
52	20	4	
53	21	5	
54	22	6	
55	23	7	

(新)一般職

1級	基本給月額
号俸	円
1	131,500
1	131,500
2	132,200
3	132,800
4	133,600
5	134,300
6	134,900
7	135,500
8	136,100
9	136,800
10	137,500
11	138,000
12	138,700
13	139,500
14	140,100
15	140,900
16	141,700
17	142,300
18	143,100
19	143,800
20	144,600
21	145,400
22	146,100
23	146,900
24	147,700
25	148,600
26	149,400
27	150,400
28	151,300
29	152,300
31	153,400
33	154,200
36	155,400
39	156,600
41	157,400
44	158,600
47	159,800
49	160,600
52	161,800
54	162,600

現行事務職

1級	2級	3級	4級
号俸	号俸	号俸	号俸
56	24	8	
57	25	9	
58	26	10	
59	27	11	
60	28	12	
61	29	13	
62	30	14	
63	31	15	
64	32	16	
65	33	17	1
66	34	18	2
67	35	19	3
68	36	20	4
69	37	21	5
70	38	22	6
71	39	23	7
72	40	24	8
73	41	25	9
74	42	26	10
75	43	27	11
76	44	28	12
77	45	29	13
78	46	30	14
79	47	31	15
80	48	32	16
81	49	33	17
82	50	34	18
83	51	35	19
84	52	36	20
85	53	37	21
86	54	38	22
87	55	39	23
88	56	40	24
89	57	41	25
90	58	42	26
91	59	43	27
92	60	44	28
93	61	45	29
94	62	46	30
上記の号俸以上			

(新)一般職

1級	基本給月額
号俸	円
57	163,800
60	165,000
63	166,200
65	167,000
68	168,200
71	169,400
73	170,200
76	171,400
79	172,600
82	173,800
84	174,600
87	175,800
90	177,000
92	177,800
95	179,000
97	179,800
100	181,000
103	182,200
105	183,100
107	184,100
109	185,100
111	186,100
113	187,100
115	188,100
117	189,100
119	190,100
121	191,100
124	192,600
126	193,600
128	194,600
130	195,600
132	196,600
135	198,100
137	199,100
139	200,100
141	201,100
143	202,100
145	203,100
145	203,100
145	203,100

モデルによる定年退職手当及び移行ポイントの算出方法の具体例〔(新)一般職に転換しない例〕

～ 地域基幹職2級(担当者)で定年退職する場合～

(以下の例では、定年退職手当額は約1900万円、H27.4.1の移行ポイントは90,829ポイントとなる)

Step 1 現行制度における退職手当額の計算

ポイント制退職手当制度導入日前日(H27.3.31)の各社員の等級・号俸・調整額を基に、定年まで同じ等級で基礎昇給のみ実施された場合の「現行制度における定年退職手当額」を算出

モデル

入社年齢	22歳入社 (定年退職時勤続38年)	
ポイント制退職手当制度導入日時点の年齢	40歳 (基礎昇給は55歳(15年間)まで実施) (勤続ポイントは57歳(勤続35年)まで付与)	69号俸 +60号俸(4号俸×15年分)
導入日前日の給与情報	級・号俸及び基本給月額 (定年退職時の級・号俸及び基本給月額) (計算の基礎となる読替後の基本給月額)	事務職2級69号俸 250,600円 (事務職2級129号俸 318,000円) (事務職2級129号俸(読替後)302,700円)
退職に応じた調整額	企画職群調整額(支社事務職2級) 15,500円	①
退職手当の調整額	0円	②

モデルによる計算結果

現行退職手当額	18,862,896円	計算式	$\frac{(\text{基本給月額} + \text{基本給の調整額}) \times \text{勤続38年の退職手当支給率} + \text{退職手当の調整額}}{(\text{302,700} + \text{15,500}) \times 59.28 + 0}$
---------	-------------	-----	---

Step 2 新制度導入後から定年退職までの退職手当ポイントの計算

ポイント制退職手当制度導入日(H27.4.1)以降、
 ・定年まで導入日前日(H27.3.31)の等級と同じ等級
 ・評価が全てC査定(評価による加算ポイントなし)
 であった場合に「付与される退職手当ポイント」を算出

区分	勤続ポイント	役割等級ポイント
地域基幹職	1級	2,760
	2級	3,360
	3級	4,380
	4級	4,950

モデルによる計算結果

退職手当ポイント	97,800ポイント	計算式	$\frac{\text{勤続ポイント} \times \text{勤続35年まで} + (\text{役割等級ポイント} + \text{評価ポイント}) \times \text{定年退職までの年数}}{1,800 \times 17\text{年間}(57\text{歳まで}) + (3,360(2\text{級}) + 0) \times 20\text{年}}$
----------	------------	-----	---

Step 3 移行ポイントの計算

Step 1で算出した退職手当額(18,862,896円(A))から、**Step 2**で算出した「退職手当ポイント」(97,800(α))に「100(円)」を乗じた額を差し引いた金額を計算(移行ポイント算出の基となる金額)。ポイント化のため、計算した金額を「100(円)」で除算(1ポイント未満の端数は四捨五入)。

モデルによる計算結果

移行ポイント	90,829ポイント	計算式	$\frac{(A\text{円} - (\alpha\text{ポイント} \times 100\text{円})) \div 100\text{円}}{(18,862,896\text{円} - (97,800\text{ポイント} \times 100\text{円})) \div 100\text{円}}$
--------	------------	-----	--

モデルによる定年退職手当及び移行ポイントの算出方法の具体例〔(新)一般職に転換する例〕

～ H26.4.1 に(新)一般職に移行後、定年退職する場合 ～

(以下の例では、定年退職手当額は約1400万円、H27.4.1の移行ポイントは79,724ポイントとなる)

Step 1 現行制度における退職手当額の計算

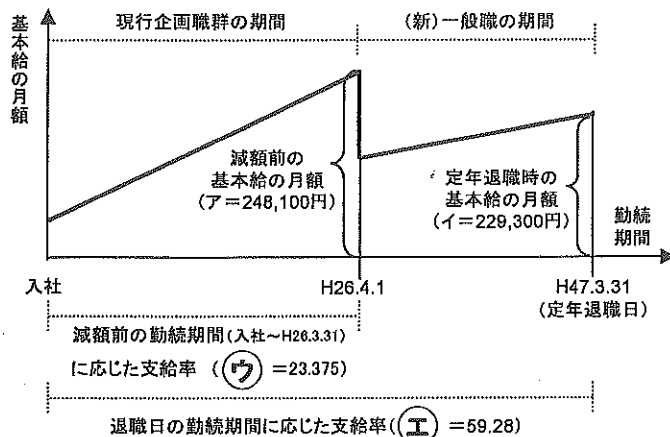
現行企画職群として勤務し、コース制導入日(H26.4.1)に(新)一般職となる場合、以下の図のような「基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置」を適用

- 「業務調整額」は、実支給額が全社員同一の「移行用業務調整額(当資料では7,000円としているが、確定額は別途)」と同額と仮定して計算

モデル

前述の地域基幹職2級(担当者)の例で、H26.4.1に(新)一般職に移行して定年退職を迎える

【基本給の月額が減額されたことがある場合の特例措置】



(各計算ポイント等における給与属性)

時期	職群 職務の級 (役職)	号俸	基本給の月額			合計
			基本給 月額	役職に 応じた 調整額	業務に 応じた 調整額	
H26.3.31 コース制 導入前日	企画職群 事務職 2級(担当者)	65	232,600	15,500	0	248,100
H26.4.1 コース制 導入日	(新)一般職群 1級(担当者)	枠外	204,300	0	7,000	211,300
H47.3.31 定年退職時	(新)一般職群 1級(担当者)	枠外	222,300	0	7,000	229,300

※基本給月額は、退職手当の計算の基礎となる読替え後の基本給月額

モデルによる計算結果

現行退職手当額	計算式
14,032,354円	$ア \times ウ + イ \times (エ - ウ) + \text{退職手当の調整額}$ $248,100 \times 23.375 + 229,300 \times (59.28 - 23.375) + 0$

Step 2 新制度導入後から定年退職までの退職手当ポイントの計算

ポイント制退職手当制度導入日(H27.4.1)以降、

- 定年まで導入前日(H27.3.31)の等級と同じ等級
- 評価が全てC査定(評価による加算ポイントなし)

であった場合に「付与される退職手当ポイント」を算出

区分		勤続 ポイント	役割等級 ポイント
(新)一般職	1級	A 1,800	B 1,500

モデルによる計算結果

退職手当ポイント	計算式
60,600ポイント	$勤続ポイント \times 勤続35年まで + (役割等級ポイント + 評価ポイント) \times \text{定年退職までの年数}$ $1,800 \times 17年間(57歳まで) + (1,500 + 0) \times 20年$

Step 3 移行ポイントの計算

Step 1で算出した退職手当額(14,032,354円(A))から、Step 2で算出した「退職手当ポイント」(60,600(α))に「100(円)」を乗じた額を差し引いた金額を計算(移行ポイント算出の基となる金額)。

ポイント化のため、計算した金額を「100(円)」で除算(1ポイント未満の端数は四捨五入)。

モデルによる計算結果

移行ポイント	計算式
79,724ポイント	$(A円 - (\alpha \text{ポイント} \times 100円)) \div 100円$ $(14,032,354円 - (60,600ポイント \times 100円)) \div 100円$

移行先コース変更申請書

所属長宛て

平成26年 月 日

平成26年4月1日に移行するコースについて、下記条件に同意した上で、以下のとおりコース変更を申請いたします。

 (新)一般職コース

確認欄	内容
<input type="checkbox"/>	(新)一般職コースに移行した場合、平成26年4月1日以降の役職は「担当者」となり、給与等については、(新)一般職コースのものが適用されます。なお、コース移行日以前の給与水準の保障はありません。
<input type="checkbox"/>	配属エリアについての希望がある方の勤務場所の変更(人事異動)については、別に検討することとなりますのでご注意ください。なお、通勤可能な範囲等を勘案して検討することから、必ずしも希望どおりとならない場合があります。
<input type="checkbox"/>	人事管理規程第43条から第45条までの定めによる「出身地等への人事異動」に該当することとなる場合は、関係書類を提出していただきます。

所属・役職

氏名 印

コース変更申請理由：

配属エリアの希望及び理由：

第1希望

第2希望

第3希望

以上

変更申請書作成に当たっての留意事項

- 経緯・理由を具体的に記述すること。
- 提出に当たっては、記入・印字・署名・捺印の上、所属長に提出すること。